



平成22年10月28日

自動車交通局

二輪自動車等の排出ガス測定方法（WMT C）を導入しました

～「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」等を一部改正しました～

国土交通省は、本日、「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号）等を改正し、「国連の車両等の世界技術規則協定」で作成された「二輪自動車の排出ガス測定法（WMT C）」を導入しました。

1. 改正の概要

国土交通省では、我が国の安全・環境基準のレベルを維持しつつ、自動車基準の国際調和推進のため、平成11年に「国連の車両等の世界技術規則協定」（1998年協定）に加入し、世界技術基準（g t r : global technical regulation）の制定を進めているところです。

平成17年には二輪自動車（側車付二輪自動車を含む。）及び原動機付自転車（総排気量0.050ℓ以下、かつ、最高速度50km/h以下のものを除く。）（以下「二輪自動車等」という。）の排出ガス測定法（WMT C）が成立し、今般、現行の二輪車モード排出ガスの測定法に換えて当該測定法の国内導入に伴い、排出ガス基準を定めている「道路運送車両の保安基準」（昭和26年運輸省令第67号）に基づく「道路運送車両の保安基準の細目を定める告示」（平成14年国土交通省告示第619号。以下「細目告示」という。）等の一部を改正しました。

これらの改正により、自動車・同装置の国際流通の円滑化、生産・開発コストの低減等がより一層図られることにより、効率的な車両環境対策が推進されることが期待されます。

2. 改正の内容（別添資料参照）

(1) 排出ガス測定モードの導入

日本も参画している自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）にて作成された世界技術基準WMT C gtr（the World-wide Motorcycle Test Cycle）を二輪自動車等の

排出ガス測定の新試験モードとして導入する（総排気量 0.050ℓ以下、かつ、最高速度 50km/h 以下の原動機付自転車については、現行の二輪車モードを存置。）。

（細目告示第 41 条第 1 項、第 119 条第 1 項、第 243 条第 1 項及び別添 44）

(2) 排出ガス規制値の変更

現行の二輪車モードから W M T C モードへの排出ガス測定法の変更に伴い、現行の排出ガス基準のレベルを維持するものとして W M T C モードでの規制値に変更する（総排気量 0.050ℓ以下、かつ、最高速度 50km/h 以下の原動機付自転車については、現行規制を存置する。）。

（細目告示第 41 条第 1 項、第 119 条第 1 項及び第 243 条第 1 項）

3. 適用開始時期

今回の細目告示の一部を改正する告示の適用については、二輪自動車等のうち、平成 24 年 10 月 1 日（輸入された二輪自動車等にあつては平成 25 年 9 月 1 日）より適用する（輸入された二輪自動車等以外の自動車のうち平成 24 年 9 月 30 日以前に、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）第 75 条第 1 項の規定によりその型式について指定を受けたもの及び道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）第 62 条の 3 第 1 項の規定によりその型式について認定を受けたものを除く。）。

（道路運送車両の保安基準第 2 章及び第 3 章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成 15 年国土交通省告示第 1318 号）第 28 条及び第 63 条）

（参考）自動車基準調和世界フォーラム（UN/ECE/WP29）にて作成された「国連の車両等の世界的技術規則協定」（1998 年協定）の W M T C gtr の原文は以下のホームページをご参照下さい。

W M T C gtr の原文

<http://www.unece.org/trans/main/wp29/wp29wgs/wp29gen/wp29registry/ECE-TRANS-180a2e.pdf>

<お問い合わせ先>

国土交通省

自動車交通局技術安全部環境課

（担当）^{おおひら}大平、加藤

TEL : 03-5253-8111 (42-522)

直通 : 03-5253-8603

WMTCの二輪自動車の排出ガス測定法による試験モード及び規制値

1. 車両の区分

【クラス1】

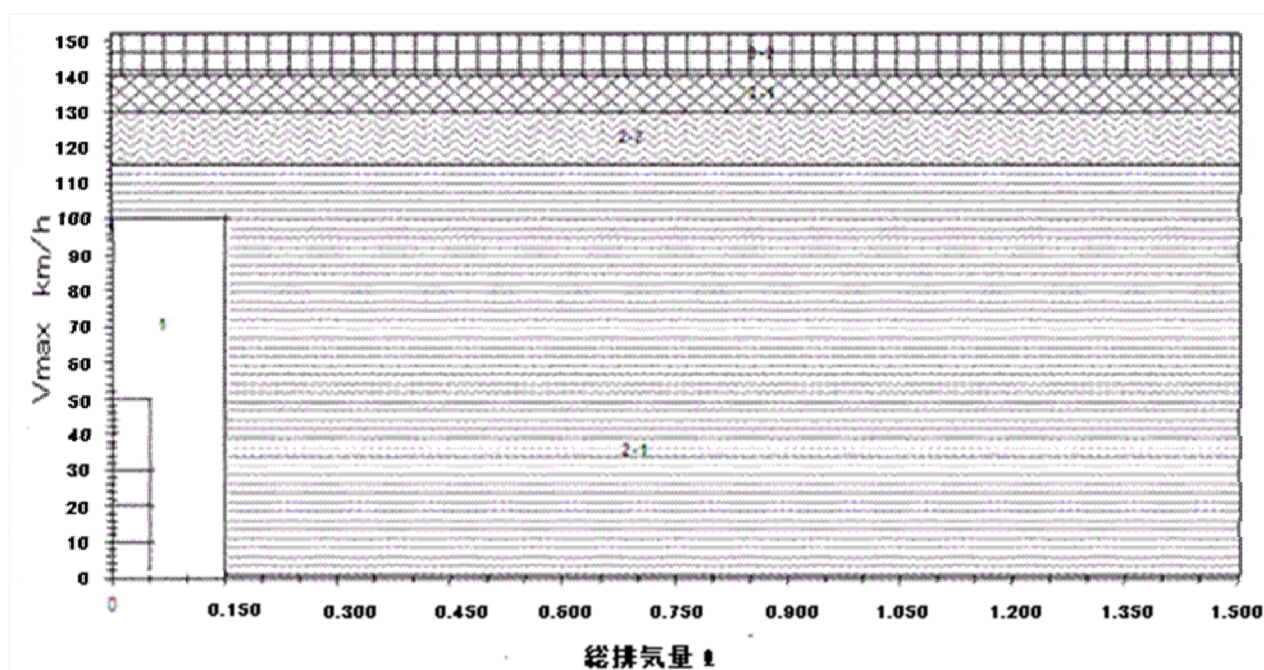
- ・ 総排気量 0.050ℓ超 0.150ℓ未満、かつ、最高速度 50km/h 以下、又は、
 総排気量 0.150ℓ未満、かつ、最高速度 50km/h 超 100km/h 未満 : クラス 1

【クラス2】

- ・ 総排気量 0.150ℓ未満、かつ、最高速度 100km/h 以上 115km/h 未満、又は、
 総排気量 0.150ℓ以上、かつ、最高速度 115km/h 未満 : サブクラス 2 - 1
- ・ 最高速度 115km/h 以上 130km/h 未満 : サブクラス 2 - 2

【クラス3】

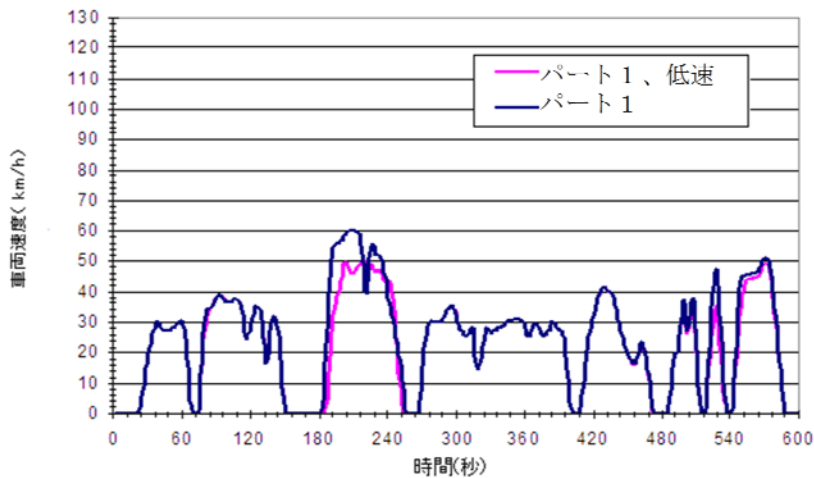
- ・ 最高速度 130 km/h 以上 140 km/h 未満 : サブクラス 3 - 1
- ・ 最高速度 140 km/h 以上 : サブクラス 3 - 2



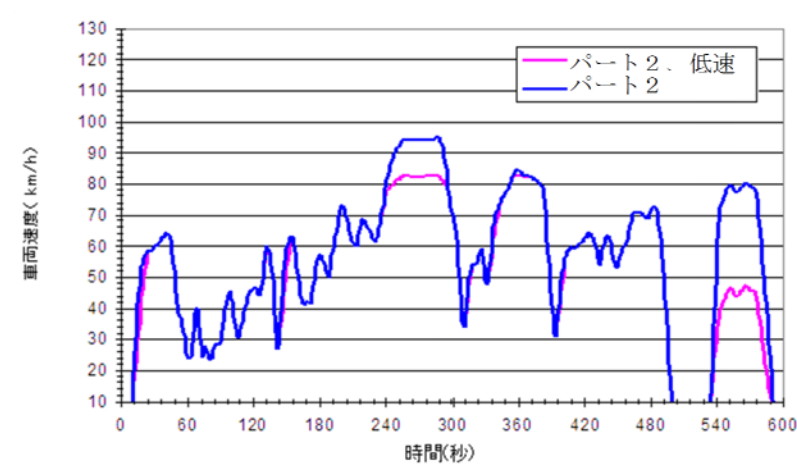
2. 試験サイクル及び排出ガス値の重み付け

車両クラス		試験サイクル		重み付け
クラス 1		パート1(低速)	低温	50%
		パート1(低速)	高温	50%
クラス 2	サブクラス2-1	パート1(低速)	低温	30%
		パート2(低速)	高温	70%
	サブクラス2-2	パート1	低温	30%
		パート2	高温	70%
クラス 3	サブクラス3-1	パート1	低温	25%
		パート2	高温	50%
		パート3(低速)	高温	25%
	サブクラス3-2	パート1	低温	25%
		パート2	高温	50%
		パート3	高温	25%

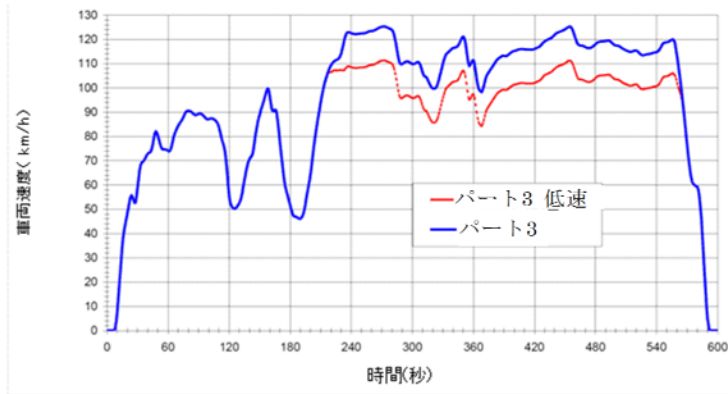
3. 運転スケジュール



パート1の運転スケジュール



パート2の運転スケジュール



パート3の運転スケジュール

4. WMTCモードでの排出ガス規制値

エンジン排気量	CO (g/km)	THC (g/km)	NO _x (g/km)
0.125ℓ以下のもの	2. 2	0. 45	0. 16
0.125ℓ超えのもの	2. 62	0. 27	0. 21

注 排出ガス測定結果に対し、重み付けをした値。